

令和8年度の審議の進め方

国土交通省 中部地方整備局
令和8年6月

- ・事業評価監視委員会の実施要領の改訂
- ・物価上昇案件の審議

- 対応方針「見直し継続」→「改善継続」に変更
- 「改善継続」の対象
事業全体の計画や主たる施設の構造に影響するもので、
「社会的要請」、「事業実施環境」、「現地条件」による変更

事業評価監視委員会の実施要領の改訂 = 再評価 =

再評価の実施要領における「評価の視点」について、総合的な評価の実施や事業の透明性の一層の向上の観点から事業内容の変更において施設（事業計画・構造等）の改善の必要性を考慮した事業継続の評価を実施できるよう改定。

<改善継続事業の対象>

「コスト縮減や代替案立案の可能性」に加え、国民へのアカウンタビリティの観点から、有識者委員へ事前に議論いただくべき内容として再評価における主たる事業内容の変更が、事業全体の計画や主たる施設の構造に影響するもので、

- 「社会的要請」「事業実施環境」の観点で変更される場合や
- 事前調査との現地条件の乖離によって、変更される場合

社会的要請
(社会の価値観の変化など)

・上位計画の変更
・災害等を踏まえた基準見直し

事業実施環境
(合意形成・地元協議など)

・合意形成や地元協議等に伴う変更や新たなニーズへの対応

現地条件
(事前調査との乖離など)

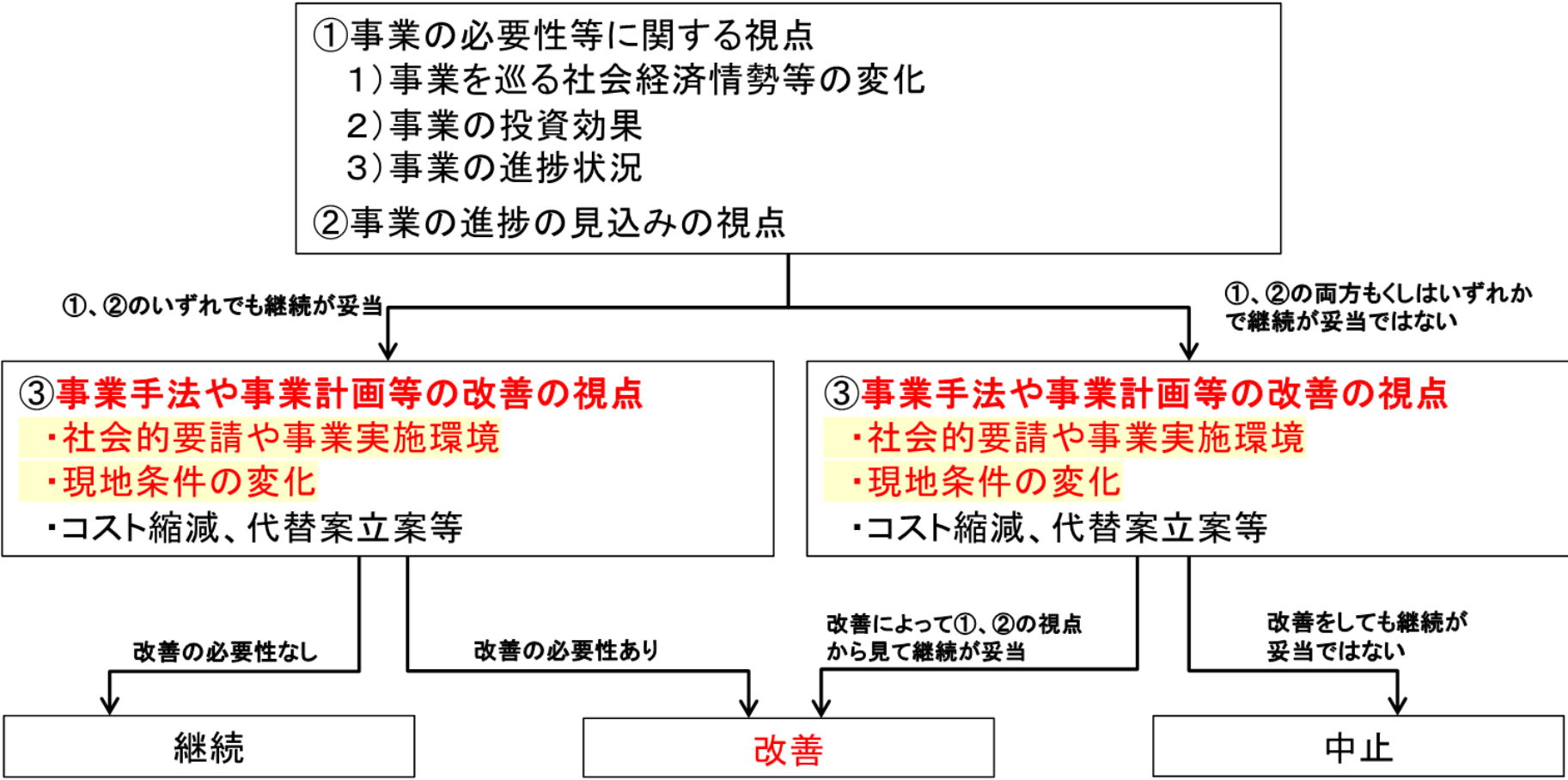
・現地調査結果を踏まえた変更



事業評価監視委員会の実施要領の改訂 = 再評価 =

- 社会的要請や現地条件の変化などに基づく視点を新たに設定することで事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを検討。
- 改善を実施することで継続が妥当と判断したものについては、対応方針を「改善」とする。

対応方針又は対応方針(案)決定の考え方 改定の方角性



※総務省における政策評価の実施状況等の国会報告では、令和6年度より政策評価結果の政策への反映状況の選択肢のうち「改善・見直し」を「改善等」に修正されている。

-5- 令和7年度第2回公共事業評価手法研究委員会資料 抜粋(一部追記)

事業評価監視委員会の実施要領の改訂 = 再評価 =

【新旧対比表】再評価（公共）〔1／3〕

(新)	(旧)
国土交通省所管公共事業の再評価実施要領 公共事業評価は、社会資本が果たす役割が広範かつ長期間に及ぶこと、また、費用便益分析の精緻化には本質的な限界性や課題を内包しており、便益として測りきれない効果があることなどを十分認識しておく必要がある。評価の実施主体は、それらを踏まえた上で可能な限り定量的、定性的に分析した上で、総合的に評価を行うものであることに留意する。 第1 目的 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たっては、社会的要請や新たなニーズ等への対応による事業実施環境の変化などを踏まえて、必要に応じて事業内容の改善を図り、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。 (中略) 第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存 1 再評価の実施手続 (中略) (3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。 ① 直轄事業 地方支分部局等は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、再評価を受けるために必要な資料（以下「再評価に係る資料」という。）を作成し、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の改善及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）（以下「対応方針」という。）（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等（本省又は外局をいう。以下同じ。）に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。	国土交通省所管公共事業の再評価実施要領 第1 目的 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。 (中略) 第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存 1 再評価の実施手続 (中略) (3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。 ① 直轄事業 地方支分部局等は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、再評価を受けるために必要な資料（以下「再評価に係る資料」という。）を作成し、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）（以下「対応方針」という。）（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等（本省又は外局をいう。以下同じ。）に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

事業評価監視委員会の実施要領の改訂 = 再評価 =

【新旧対比表】再評価（公共）〔2／3〕

(新)	(旧)
(中略)	(中略)
3 再評価の視点 再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。 ① 事業の必要性等に関する視点 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化 事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。 2) 事業の投資効果 事業の投資効果やその変化。 原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。 なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。 3) 事業の進捗状況 再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。 ② 事業の進捗の見込みの視点 事業の実施のめど、進捗の見通し等。 ③ 主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善の視点 ・上位の計画・ビジョンの変更や防災・減災対策の強化、環境負荷の低減、カーボンニュートラルの実現等の社会的要請 ・地元協議や新たなニーズへの柔軟な対応などによる事業実施環境の変化 ・事前調査との乖離などによる現地条件の変化 ・技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減や代替案の立案 4 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方 ① 3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあって、③の視点による再評価により主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。 ② 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価に基づき、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を実施することによって3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあっては、当該改善を実施した上で事業を「改善継続」とすることができるものとする。	3 再評価の視点 再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。 ① 事業の必要性等に関する視点 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化 事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。 2) 事業の投資効果 事業の投資効果やその変化。 原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。 なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。 3) 事業の進捗状況 再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。 ② 事業の進捗の見込みの視点 事業の実施のめど、進捗の見通し等。 ③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。 4 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方 ① 3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあって、③の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。 ② 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあっては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

事業評価監視委員会の実施要領の改訂 = 再評価 =

【新旧対比表】再評価（公共）【3／3】

(新)	(旧)
また、3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあっても、③の視点による再評価に基づき、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該改善を実施した上で事業を「改善継続」とすることができるものとする。 ③ 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価により、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。 ④ 河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更にあたり、学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議中である場合には、その審議状況を踏まえて、当面の事業の対応方針について判断するものとする。	また、3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあっても、③の視点による再評価に基づく事業の見直しを実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。 ③ 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。 ④ 河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更にあたり、学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議中である場合には、その審議状況を踏まえて、当面の事業の対応方針について判断するものとする。
(中略)	(中略)
第8 施行	第8 施行
(後略)	(後略)

事業評価監視委員会の実施要領の改訂 = 事後評価 =

【新旧対比表】完了後の事後評価（公共）

（新）	（旧）
国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領 公共事業評価は、社会資本が果たす役割が広範かつ長期間に及ぶこと、また、費用便益分析の精緻化には本質的な限界性や課題を内包しており、便益として測りきれない効果があることなどを十分認識しておく必要がある。評価の実施主体は、それらを踏まえた上で可能な限り定量的、定性的に分析した上で、総合的に評価を行うものであることに留意する。 第 1 目的 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、完了後の事後評価（以下、「事後評価」という。）を実施する。事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するものである。 （中略） 第 8 施行 1 本要領は、令和 7 年 9 月 1 8 日から施行する。 ただし、本要領の規定は、令和 8 年度以降に適用する。 2 本実施要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領（令和 6 年 6 月 2 7 日改定）」は、廃止する。	国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領 第 1 目的 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、完了後の事後評価（以下、「事後評価」という。）を実施する。事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するものである。 （中略） 第 8 施行 1 本要領は、令和 6 年 6 月 2 7 日から施行する。 2 本実施要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領（平成 3 0 年 3 月 3 0 日改定）」は、廃止する。

物価上昇案件の審議

- 建設資材、労務費などの物価上昇のみで10%以上の事業費増となる事業については、主に一覧表にて簡潔に説明を行う「一括審議」として実施
- 物価上昇を含み、10%以上の事業費増となる事業については、必ず「B/C」を算出
- 対象案件は、「物価上昇」グラフ、一覧表を用いて前回からの変更点、進捗状況、進捗の見込みを簡潔に説明

	中部地方整備局の対応
再評価	■ メリハリある審議 ・ 事業進捗等に大きな変更がない事業は、資料を簡明化(一覧表等)し審議を効率化 ・ 事業進捗等に大きな変更がある事業は、十分な審議時間を確保して審議 ⇒ メリハリある審議(重点・一括)を継続



メリハリある審議 (「進捗状況等に大きな変更が生じた事業」の審議の充実を図る。)

令和8年度における審議区分

重点審議

(進捗状況等に大きな変更が生じた事業)

・委員会において、十分な審議時間を確保して審議の充実を図る

- 以下の項目に1つでも該当する事業
- (1) 事業計画が大きく変更された事業
 - (2) 需要量等が大きく減少する事業※1
 - (3) 事業費が大きく増加する事業※2
 - (4) 事業進捗の予定が大きく変更される事業※3
 - (5) その他の要因により進捗状況等に大きな変更が生じた事業

※1 需要量等の減少が10%以上
※2 事業費の増加が10%以上(資機材、労務費の変化は控除してもよい)
※3 事業期間の延長が10%以上(資機材、労務費の変化は控除してもよい)

一括審議

(進捗状況等に大きな変更が生じていない事業)

・一覧表等を用い簡潔に説明、審議の効率化を図る

※委員会での審議の必要性について委員から提示された場合は、重点審議に変更

- ① 委員会前に資料を送付し、意見等を収集
- ② 委員会当日は、県知事等の意見や事前に収集した意見について報告を行い審議
- ③ 資料は「物価上昇」グラフ、一覧表及び一括案件資料、参考資料とし、「物価上昇」グラフ、一覧表を用いて前回からの変更点、進捗状況、進捗の見込みについて簡潔に説明。
(物価上昇のみによる事業費増の事業が複数ある場合はまとめて審議。通常の一括審議は物価上昇グラフの個別整理を必須としない)

報告

(流域委員会等で審議を行った事業)

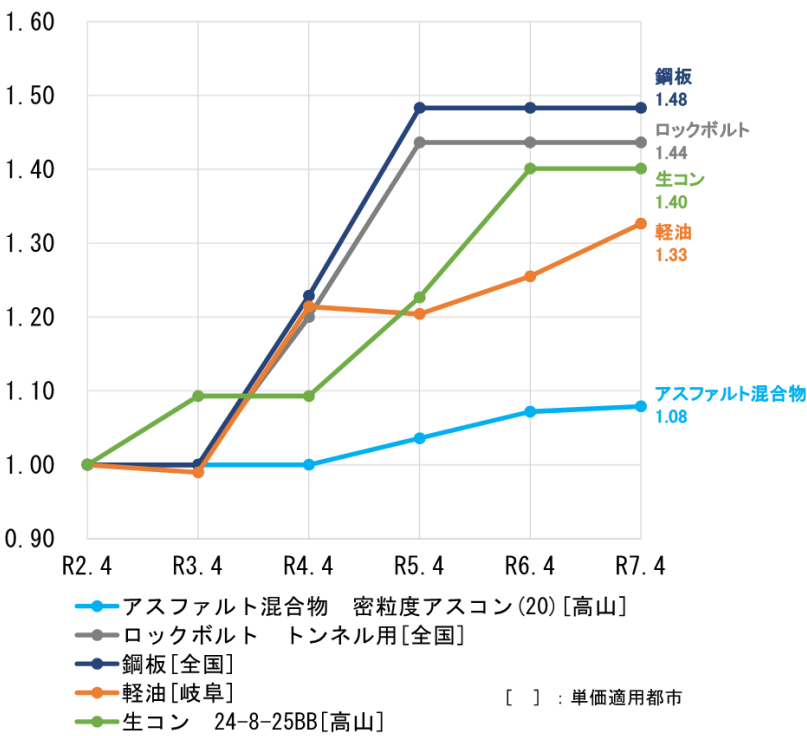
・簡潔に説明する

参考：中部地方整備局の審議の進め方（課題）

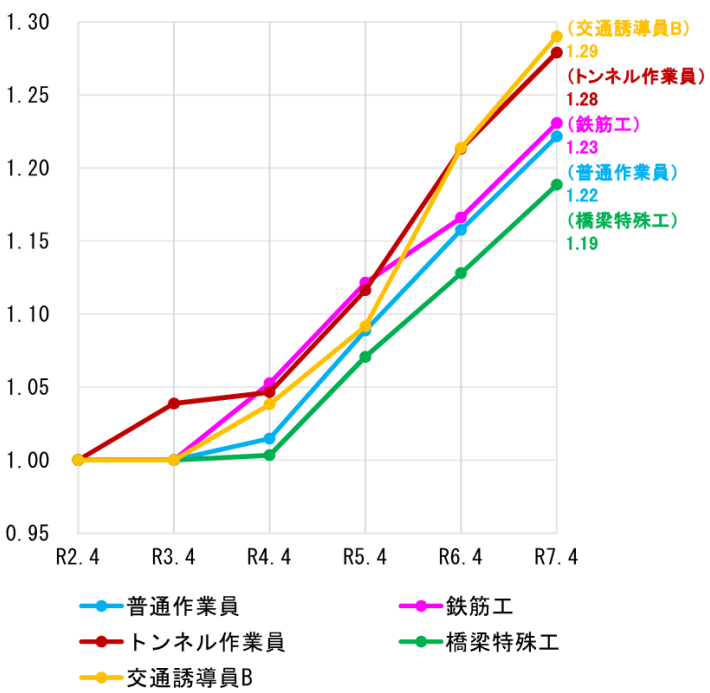
令和7年度 第3回事業評価監視委員会資料抜粋

- ❑ 事業費・事業期間が10%を超える事業、需要量の減少が10%以上である事業などを「進捗状況等の大きな変更」がある事業として、「重点審議」を行っている。
- ❑ 昨今建設資材、労務費などの物価上昇が著しく、物価上昇のみで、10%以上の事業増となる事業についても「重点審議案件」として審議を行っているため、審議時間を圧迫。

■建設資材単価の伸び率（R2.4を基準に算出）



■労務単価の伸び率（R2.4を基準に算出）（岐阜県）



全体事業費
425億円

物価上昇により
+65億円

全体事業費
490億円
(+約15%)

- ❑ 建設資材、労務費などの物価上昇のみで10%以上の事業費増となる事業については、主に一覧表にて簡潔に説明を行う「一括審議」とする。
- ❑ 各事業の事業内訳書にて増加要因、金額などを事前確認し、委員会では「物価上昇」グラフ、一覧表を用いて前回からの変更点、進捗状況、進捗の見込みについて簡潔に説明。
- ❑ 物価上昇を含み10%以上の事業費増となる事業は、B/Cを必ず算出。
- ❑ 建設資材、労務費などの物価上昇による事業費増と個別の変更要因による事業費増がある一つの事業において、物価上昇を含まず、個別の変更要因により10%以上の事業費増、事業期間の延伸となる事業はこれまで通り「重点審議」とする。
- ❑ 令和8年度より適用。

審議方法	重点審議	一括審議
説明内容	事業概要、事業費の進捗、事業費の見直し、費用対効果分析、対応方針案等の <u>事業内容を丁寧に説明。</u>	<u>「物価上昇」グラフ、一覧表を用いて</u> 前回からの変更点、進捗状況、進捗の見込みについて <u>簡潔に説明。物価上昇のみの案件が複数事業の場合はまとめて審議。</u> （必要に応じGoogleアースを活用）
期間延伸・増減額	<u>有り</u>	<u>有り</u> <u>（一覧表に記載欄を追加）</u>
B/Cの算出	<u>算出</u>	<u>物価上昇を含み10%以上の事業費増は必ず算出</u>
説明時間	<u>1案件30分※</u> （説明15分、質疑15分）	<u>物価上昇案件をまとめて10分※</u> （説明5分、質疑5分）

※審議時間は、案件数による左右される場合があるため目安

参考：今後の審議の進め方(案)

- 一括審議案件一覧表は、実施個所、進捗、効果、事業の投資効率性(B/C等)などを以下の様式にとりまとめる。今回の見直しに合わせて、期間延伸、事業費の増減欄を追加。
- 今後の委員会での議論を踏まえ、必要に応じ、審議資料等の修正を検討。
- 物価上昇以外の一括審議案件についても、同様の資料構成(物価上昇グラフは必要に応じ作成)で資料をとりとめる。

【変更案】 令和●年度 第●回 中部地方整備局事業評価監視委員会 再評価（一括：物価上昇のみ、一括）案件一覧

資料●

注）物価上昇のみで事業費が増額となる事業において、事業期間の延長が10%以上となる場合は重点審議の対象外

番号	事業名 (箇所名)	実施箇所	事業期間	期間延伸 (注)	総事業費(億円) 上段:前回評価時 下段:現時点	増減額(億円) 上段:増減額 中段:物価上昇増減額 下段:物価上昇以外増減額	事業を巡る社会経済情勢等 の変化	主な事業の進捗状況	主な事業の進捗の見込み	コスト縮減や代替案等の 可能性	事業の投資効率性 上段:前回評価時 下段:現時点		都道府県・政令 市等の意見
1 (資料●)	国道○号 ○バイパス	自 岐阜県高山市●● 至 岐阜県高山市●●	【事業化】 平成15年度 (●●町～●●町) 平成12年度 (●●町～●●町) 【用地着手】 平成16年度 【工事着手】 平成27年度	有	425 490	65(約15%) 約●億(約●%) 約●億(約●%)	・地元情勢の変化等事業を 巡る社会経済情勢等に大き な変化が見られない	【用地取得率】 約64%⇒約72%(令和元年 度末⇒令和6年度末) 【事業進捗率】 約42%⇒約49%(令和元年 度末⇒令和6年度末) 【部分開通】 R2年12月 1工区開通 高山市●●～同市●●間(延 長4.7km)	・令和7年度は以下内容を 実施 【高山市●●～同市●● 間(延長4.5km)】 ・調査推進: 調査設計	■1工区の盛土施工にあ たっては、ICT土工に取り組 み、起工測量や出来形管理 に係る作業時間を短縮する など、作業を効率化 ■○バイパスは、地形、土 地利用状況、主要幹線道路 との接続などを勘案した路 線計画となっており、「冬期 交通の安全性・ 信頼性の向上」「交通渋滞 の緩和」、「交通安全の確 保」や「救急医療活動の支 援」の期待される効果が大き く、地域の課題に 大きな変化が無いことから、 現計画が最も最適	【事業全体】 総便益B:591億円 総費用C:464億円 B/C=1.3 【事業全体】 総便益B:637億円 総費用C:563億円 B/C=1.1	【残事業】 総便益B:591億円 総費用C:245億円 B/C=2.4 【残事業】 総便益B:353億円 総費用C:242億円 B/C=1.5	継続

※上表のデータはダミー

追加 追加

＜重点審議説明資料＞

- 1. 事業概要
 - (1)事業目的
 - (2)計画概要
- 2. 評価の視点
 - 事業の必要性等に関する視点
 - ①冬期交通の安全性・信頼性の向上
 - ②交通渋滞の緩和
 - ③交通安全の確保
 - ④救急医療活動の支援
- 3. 事業の進捗及び見込みの視点
- 4. 事業費の見直しについて
- 5. 費用対効果分析
- 6. コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点
- 7. 県・政令市への意見聴取結果
- 8. 対応方針(原案)

＜一括審議説明資料＞

- 1. 事業概要
 - (1)事業目的
 - (2)計画概要
- 2. 事業の進捗及び見込みの視点
- 3. 事業費の見直しについて
- 4. 費用対効果分析
- (P7の一覧表にて整理)
- 5. 県・政令市への意見聴取結果
- 6. 対応方針(原案)